

告 示

埼玉県告示第三百七十五号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表都市整備部の項第百五号金額の欄口及び同項第百七号金額の欄口の知事が別に定める場合を、次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第百五号金額の欄口及び同項第百七号金額の欄口の知事が別に定める場合は、建築物の用途ごとに建築物の形状や室用途構成などを仮定したモデル建築物に対して、申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデル建築物について計算する方法により、当該申請に係る建築物が一次エネルギー消費量の基準及び外皮性能の基準と同等以上の性能を有することを確認する場合とする。